

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
1	実施方針	4	第2章	7	3)					契約の形態	「建設事業者は本施設の建設業務について要件を満たす共同企業体とする」とありますが、P.1用語の定義、14の建設JVに(自主結成)と記載がありますので、「本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者(代表企業)」が元請、「本施設の建築物等の建設を行う者」を下請とするスキームでも可能という理解でよろしいでしょうか。	建設JVもしくはプラントメーカー単独受注を可とします。ただし、単独受注の場合であっても、本施設の建築物等の建設を行う者並びに本施設の運営を行う者は本事業の参加資格要件の要件を満たした者(協力企業(下請け))であることを条件とします。
2	実施方針	4	第2章	7	3)					契約の形態	建設JVを組成する場合、建設JVの形態(甲型、乙型)および比率は問われないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	6	第2章	11	2)					事業者の収入について	売電収入において事業者の努力により計画以上に売電量が増加した場合を想定した、インセンティブ条項を設けられる予定はありますでしょうか。	インセンティブ条項を設ける予定はありません。
4	実施方針	6	第2章	14						事業スケジュール	議決から事業契約の締結まで半月ほどの期間がございいますが、その期間に貴組合と落札者間で想定される手続等がございましたらご教示ください。	特段の想定はありません。
5	実施方針	9	第4章	3	1)	③				参加資格要件	「代表企業は、構成10市町村の住民等を対象とした雇用を配慮すること」とありますが、代表企業になり得る具体的な基準等があればご教示ください。	代表企業の要件は3.参加資格要件1)②のとおりです。なお、地元雇用に関する基準はありません。
6	実施方針	11	第4章	3	2)	②	ア	(エ)		実績	「要件をすべて満たす(中略)一般廃棄物処理施設をDBO方式により元請(単独又はJV)で受注した実績(竣工したものに限り)を過去10年以内に1件以上有すること」とありますが、過去10年以内の実績の起点は本契約時との理解でよろしいでしょうか。	10年間とは平成21年8月1日～令和元年7月31日です。なお、竣工したものに限り、契約時期が10年以前でも要件を満たすものとします。
7	実施方針	13	第5章	3						本組合による事業の実施状況の監視	監視の方法、内容等については入札説明書等に定めるとありますが、対価減額となる場合のフロー・減額方法についても入札説明書等で提示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	14	第6	2	10)	⑦				文化財保護法	「文化財保護法:指定あり」とありますが、当該土地における該当項目があった場合、協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	20	添付資料-3							事業スキーム図(案)	SPCを設立しない場合も運営事業者から業務の再委託が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	22	受付管理							実施方針添付資料-4 業務範囲分担表	「料金徴収の対象は天理市からの直接搬入のみとする」とありますが、天理市以外の構成市町村からの直接搬入はないものと考えてよろしいでしょうか。天理市以外からの直接搬入があった場合の対応についてご教示ください。	料金徴収の対象は天理市のみです。なお、直接搬入は、天理市以外に山添村・川西町・三宅町からもあります。
11	実施方針	22	運営管理							実施方針添付資料-4 業務範囲分担表	事前予約者とは、工場見学者(議会議員、自治体職員)と考えてよろしいでしょうか。	構成市町村の小学生の社会科見学や一般の事前予約者も含まれます。この案内は組合(マテリアルリサイクル事業者側啓発施設担当者)が行います。そのため、本施設側事業者の主対応はありませんが、必要に応じてサポートをお願いする場合はあります。
12	実施方針	22	添付資料-4							運営管理(搬入ごみの受入判定)	搬入ごみの受入判定は事業者にて行いますが、収集運搬業務を管理される貴組合にも副としてご協力をいただけないでしょうか。搬入業者とのトラブルなく受入が可能となると考えます。	受入判定は事業者で行い、搬入監視に関しては同表に示すとおり、各市町村にて不適物混入防止の監視を副として行います。

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
13	実施方針	22	添付資料-4							業務範囲分担表(工場見学者(自由見学者)対応)	「事前予約者以外の見学者の最低限の安全確保を行う」とありますが、事前予約者の見学対応は、貴組合もしくは事業者のどちらで行うものと考えればよろしいでしょうか。	組合（マテリアルリサイクル事業者側啓発施設担当者）が行います。そのため、本施設側事業者の主対応はありませんが、必要に応じてサポートをお願いする場合はあります。
14	実施方針	25	添付資料-6							周辺住民対応リスク	事業者の提案内容に関するリスク対応が事業者のみとされておりますが、提案内容により評価いただいた内容の変更が必要となった場合には、その内容について費用・工程に関してご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	26	添付資料-6	(25)						物価変動リスク	一定範囲は入札公告時に示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	27	添付資料-6	(62)						施設瑕疵リスク	「施設瑕疵リスクは、事業期間中は、事業者」となっておりますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設要求水準書(案)第1編建設業務編第2章第8節(p35)かし担保に規定されている範囲で事業者と理解してよろしいでしょうか。	主なものは要求水準書に示すとおりですが、かしの責任はすべて事業者の責任となります。
実施方針に関する質問・回答 以上												
1	要求水準書(案)第I編 建設業務編	4	第1章	1節	6	(4)	10)	⑦		埋設文化財	事業敷地内には文化財等の埋蔵はないものと考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考え下さい。
2	要求水準書(案)第I編 建設業務編	6	第1章	第2節	1	(11)				共通事項	「焼却処理機能、管理機能、見学機能、温浴設備機能の全てを合棟で整備することを基本とする」とありますが、動線計画の最適化の観点から、一部を別棟としてもよろしいでしょうか。	原則合棟としますが、玄関棟（エントランス）の機能を有する物で工場棟と渡り廊下や連絡通路で接続した物は合棟扱いとします。
3	要求水準書(案)第I編 建設業務編	8	第1章	第2節	2					総合仮設工事	技術提案時に提示いただいた、貸与頂ける仮設用地の場所・面積・貸与条件等が今回は提示されていませんが、用地変更は無いものと考えてよろしいでしょうか。	技術提案時に提示した場所から変更する可能性もあります。
4	要求水準書(案)第I編 建設業務編	8	第1章	第2節	3					用地造成計画・工事計画	「造成及びその他の工事において掘削を行った場合に発生する残土は別途発注を行っているマテリアルリサイクル推進施設整備工事の造成工事に第一優先で使用する(約1万㎡予定である)」とありますが、残土の発生時期(付属施設の掘削工事や構内通路の鋤取りでの残土は設計・建設期間の終盤に発生)によらず、すべてマテリアルリサイクル推進施設整備工事で使用されるものと考えてよろしいでしょうか。	原則、1万㎡までは、マテリアルリサイクル推進施設で宅地造成工事期間中に引き取りますが、引き取り時期については、受注後の設計協議により調整します。なお、その段階で予定していない残土の引き取りは出来ない場合も考えられます。
5	要求水準書(案)第I編 建設業務編	8	第1章	第2節	4	(2)				環境影響評価	環境影響評価準備書および評価書の公表スケジュールをご教示願います。	環境影響評価準備書は令和元年7月5日から令和元年8月5日までの縦覧期間としています。評価書については令和2年3月を縦覧期間とする予定としています。
6	要求水準書(案)第I編 建設業務編	8	第1章	第2節	4	(2)				環境影響評価	「建設事業者は、本組合が作成した環境影響評価に基づき本施設の建設業務を行うとともに、必要な調査を自らの責任において実施し、本組合に報告すること」とありますが、貴組合への報告頻度をご教示願います。	必要に応じた頻度とします。

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
7	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	9	第1章	第2節	5					動線計画	「車両は原則として2回計量」とありますが、登録済みの収集車(パッカー車)は1回計量と考えてよろしいでしょうか。	登録済み収集車も含め全搬入車両を2回計量とします。
8	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	12	第2章	第1節	2					計画ごみ質	ご指定の可燃分中6元素は基準ごみ時の数値であり、低質・高質ごみの当該数値は事業者の経験を踏まえ適切に設定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	12	第2章	第1節	2					計画ごみ質	計画ごみ質のご検討にお使いになられた、ごみサンプリングデータをご提示いただけないでしょうか。	新ごみ処理施設(焼却施設)基本計画書(平成29年3月)P22~27を参照ください。 http://www.yamabe-kenhokuseibu.jp/lancelot/common_files/images/public/kihonkeikakusyoukyaku.pdf
10	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	16	第2章	第1節	13	(2)				計画車両台数	表2.1-5 計画車両台数の直接持込車両において、マテリアルリサイクル推進施設のみへの車両台数をご教示ください。	記載の台数はマテリアルリサイクル推進施設への搬入台数も含むため、参考値となります。 なお、基本的に直接搬入は予約制を検討しています。以上を踏まえ、計画をお願いします。
11	要求水準書(案) 第I編建設業務編	17	第2章	第1節	15	(1)				焼却灰等処分計画	「本施設で発生する焼却主灰〜は大阪湾フェニックスに埋め立て処分する計画である」とありますが、一方、「第3章 第8節 灰出設備」においては「1.主灰冷却設備」、「3.主灰押出装置」、「5.選別設備」にて「(必要に応じて設置)」の記載があります。これは、主灰の処理(冷却、選別、搬送、有価物の利用等)に関して、応募者にてご提案させて頂く事が可能との理解でよろしいでしょうか。	よりよい提案であれば可とします。
12	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	25 26	第2章	第5節	1 5	1) (1)				材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則とし、事前に監督員の承諾を受けること。1)本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。」とありますが、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績をもつ工場で製作することを条件に、ボイラ及びプラント鉄骨等を海外調達できるものと理解してよろしいでしょうか。	
13	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	25 26	第2章	第5節	1 5	2) (2)				材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	製品の仕様、調達先の工場の状況、納入実績等に基づき判断します。
14	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	25 26	第2章	第5節	1 5	2) (2)				材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
15	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	25 26	第2章	第5節	1 5	4 (3)				材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「4)検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において監督員が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」とありますが、お立会い検査に必要な費用を建設事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	海外工場での検査は可能です。 なお、立会検査に必要な費用(旅費等)は組合負担とします。
16	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	25 27	第2章	第5節	1 5	3 (6)				材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「3)国内の一般廃棄物施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。」並びに「(6)建設事業者が設計・建設した日本国内の施設で納入実績があること。」とありますが、建設事業者が製品の品質を保證することで、弊社以外の建設事業者が日本国内の一般廃棄物処理施設へ納入し稼働させた実績を持つ取引先についても採用できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	25 26	第2章	第5節	5	(3)				材料及び機器 海外調達品の材料及び機器	「検査立会を要する機器・材料については、原則として監督員が承諾した検査要領書に基づく検査を国内において実施すること。」とありますが、検査立会を要する機器・材料についてご想定があればご教示願います。	機器・材料リストを提出いただき、協議で決定します。
18	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	37	第2章	第9節	1	(2)				工事範囲	添付資料2のP1図では既存雨水流出抑制設備の山池調整池が記載されておりませんが、添付資料5のP1図では記載されております。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。 既存雨水流出抑制槽がある場合は、敷地北側に埋設された槽の上部が敷地への搬入路となっていることから、耐荷重をご教示いただくか、添付資料5にて追加で構造図のご提示をお願いできないでしょうか。 また、上記の槽が、車両等の荷重に耐えられないと判断された場合の構造補強等の対策は、本工事の範囲との理解でよろしいでしょうか。	山池流域の防災調整池(既存雨水流出抑制槽)に関しては添付資料5を正としてください。 耐荷重は20tになります。 なお、構造図は入札説明書提示時に閲覧可能とします。 また、対策工事が必要な場合はご理解のとおりです。
19	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	37	第2章	第9節	1	(2)				用地造成工事	「既存雨水流出抑制槽整備工事(放流管を含む構造上の機能回復工事)」と記載があります。想定されている工事内容があればご教示ください。	老朽化や部分的な破損に対する補修等を想定しています。
20	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	37	第2章	第9節	1	(2)				既存雨水流出抑制整備工事範囲	既存雨水流出抑制整備工事(放流管を含む構造上の機能回復工事)とありますが、工事範囲は各々調整池から一つ目の雨水升までとし、調整池は解体撤去更新しないものと理解してよろしいでしょうか。	既存の雨水流出抑制槽をそのまま使うことを基本とし、そのために必要な補修等を想定しています。
21	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	38	第2章	第9節	4	(2)				井戸	揚水井戸を先行設置することで、仮設用水として使用することは可能でしょうか。	そのようにお考え下さい。
22	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	49	第1章	第12節	9	(1)				設備工事の責任者	建設事業者が、施工業者の社員の中から選任すべき担当責任者は、協力企業の中から選任することによろしいでしょうか。 また建築機械設備と建築電気設備工事の担当責任者は兼任できるものと考えてよろしいでしょうか	いずれも可とします。 ただし、建築機械設備と建築電気設備工事の主担当者はそれぞれで専任願います。

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
23	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	50	第1章	第12節	10	(2)				地中障害物	事業用地内に事前に提示いただいた資料からは想定できない残存工作物及び地中障害物があった場合、その撤去・処分費用及び対応に伴う工期変更は別途ご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	変更等の程度にもよりますが、基本的にはお見込みのとおりです。
24	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	50	第2章	第12節	10	(3)				建設発生土の処分	「万一、余剰な残土が生じた場合は、場外適正処分とすること」とありますが、事業実施区域内の土壌は、土壌汚染対策法に準じた調査により汚染のないことが確認された土壌と考えてよろしいでしょうか。汚染が存在する場合、その処理に関わる費用については事業者の見積範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	50	第2章	第12節	10	(6)				工事用車両の搬入・搬出経路	工事用車両の事業実施用地への出入口は、原則北側の道路からとするとありますが、トレーラ等低床大型車両での搬入が困難な場合については、南側からの搬出入についてご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	50	第2章	第12節	10	(8)				騒音振動基準値	工事期間中の特定建設作業に係る規制基準値は、騒音:85dB、振動75dBと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	51	第2章	第12節	10	(8)				監理事務所	本項に記載されている貴組合職員および貴組合からの委託施工監理者用の監理事務所は171ページ第4章第1節1.(3)2)に基づき整備することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は監督員と協議の上整備するものとします。
28	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	51	第1章	第12節	10	(10)				作業時間	ご指定の作業時間(午前8時30分から午後5時00分)の前後に、朝礼や作業準備、片付け等を実施することができるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	52	第2章	第12節	10	(11)				環境モニタリング	敷地周辺の地盤変形等の環境モニタリングとありますが、具体的な調査事項のご想定がありましたらご教示願います。	現時点で要求水準書に記載の項目以外は想定していません。
30	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	52	第2章	第12節	10	(17)				ユーティリティ	「工事費については水道工事分担金は除き」とありますが、上水道の使用に関わる加入金、および下水道への放流に関わる受益者負担金を、貴組合にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	53	第2章	第12節	10	(21)				工事排水	工事排水の放流先をご教示ください。	既存雨水流出抑制槽を想定願います。
32	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	54	第2章	第14節	1					立会検査及び立会試験	「指定主要機器、材料、施工検査及び試験は、監督員の立会いのもとで行うが、監督員が認めた場合は建設事業者が示す試験成績表をもって代えることができるものとする。」とありますが、監督員殿の立会い検査を試験成績表で代替させていただくために、検査成績表に加えてご提出の必要がある資料等あればご教示願います。	特にありません。
33	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	54	第2章	第14節	3					検査及び試験の省略	「公的機関または、これに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、監督員の承諾をもって検査及び試験については省略することができる。」とありますが、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)」を活用したボイラ製作の際は、認証機関の発行する証明書を提出することで検査及び試験を省略できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
34	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	54	第2章	第14節	5					機器の工場立会検査	「本組合が指定する機器は、製作工場で監督員の立会のうえ、検査を行わなければならない。」とありますが、指定される機器についてご想定があればご教示願います。	現時点で特にありません。
35	要求水準書(案) 第I編建設業務編	64	第3章	第2節	2	(5)	24)			小動物の受入	小動物は直接持込による搬入でしょうか。また、受入の形態(サイズ、重量、梱包等)をご教示願います。	搬入はご理解のとおりです。 犬や猫等の箱や袋での搬入を想定下さい。
36	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	67	第3章	第2節	5	(5)	9)			ごみピット	「クレーンバケットの開き寸法に対して2.5倍以上の奥行きを確保すること」とありますが、ダブルピット方式を採用し、仕切壁を設置する場合でも、奥行き寸法の合計が2.5倍以上の寸法を確保すると考えでよろしいでしょうか。	基本は両方とも2.5倍としますが、提案・協議により縮小することはあります。
37	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	67	第3章	第2節	5	(5)	10)			ごみピット	ダブルピット方式を採用し、仕切壁を設置する場合には、プラットホーム側ごみピットは投入扉下面の水平線以下とし、ホップステー側ピットは仕切壁の上端をピット容量算出レベルと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	67	第3章	第2節	5	(5)	13)			ごみピット	P67(5)特記事項13)「ごみピット周りの躯体は、ごみクレーンガータレベルまでをRC造とすること」と記載がありますが、一方でP.195(4)躯体構造4)「ごみクレーン支持架構レベルまでは、RC造又はSRC構造とすること。」とあります。どちらを正とすれば良いかご教示願います。	P.195を正として下さい。
39	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	88	第3章	第4節	4	(5)	5)			ボイラ給水ポンプ	「復水タンクからも直接給水するラインを設けること」とありますが、ボイラへの水張りは脱気器給水ポンプにて代用する場合、本ラインは必要に応じてという理解でよろしいでしょうか。	提案によるものとします。
40	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	95	第3章	第4節	13	(2)				純水タンク	多くの実績工場において、純水タンクを1基構成とした場合でもメンテナンスを含めた運用に支障が生じていないことから、1基構成でご提案することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりお考え下さい。
41	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	101	第3章	第5節	3	(3)	7)			使用薬剤	有害ガス処理設備の適切な設計を行うため、既設工場における以下のデータ(日平均数値)をご提示いただけないでしょうか。 ・ごみ処理量 ・煙突排ガス流量 ・薬剤種類および薬剤使用量 ・ろ過式集じん器入口温度 ・煙突出口排ガス濃度(HCl、SOx)	既存施設のデータは提示できません。
42	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	103	第3章	第5節	9	(1)				触媒脱硝反応塔	窒素酸化物の公害防止基準40ppm以下を遵守できる実績をお示しすることを条件に、触媒脱硝方式ではなく別方式(無触媒脱硝方式)をご提案することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書(触媒脱硝法方式)のとおりとします。
43	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	103	第3章	第5節	9	(1)				触媒脱硝反応塔	触媒脱硝反応塔を必要としなくても、排ガス基準値を遵守できる場合、本機器は必要に応じて設置することよろしいでしょうか。	
44	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	113	第3章	第7節	1	(5)	5)			押込送風機	将来の大規模修繕時における資機材搬出入を安全・円滑に行うため、機器単体での騒音振動対策を確実にし環境基準を遵守することを条件に、押込送風機を専用室に設置しない提案をお認めいただけないでしょうか。	基本的には要求水準書のとおりお考え下さい。

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
45	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	118	第3章	第7節	7	(5)	10)			誘引送風機	将来の大規模修繕時における資機材搬出入を安全・円滑に行うため、機器単体での騒音振動対策を確実にし環境基準を遵守することを条件に、誘引送風機を専用室に設置しない提案をお認めいただけないでしょうか。	基本的には要求水準書のとおりお考え下さい。
46	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	141	第3章	第11節	2	(3)	3)			事業用地外の施工範囲	事業用地外で計画されている施設の概要、建設場所、配電取合点等をご教示ください。	3) を削除予定です。
47	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	141	第3章	第11節	2	(3)	3)	①		配電線	施設内とはエネルギー回収型廃棄物処理施設との認識でよろしいでしょうか。また、この施設内に計画されている他の施設について概要、建設場所をご教示ください。	3) を削除予定です。
48	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	142	第3章	第11節	5					特別高圧受変電設備 鉄構架構、屋外開閉所	景観への配慮、ならびに円滑な場内動線計画を行う上で、屋外開閉所を設置せずに、既設電力鉄塔からの埋設引き込みにて工場棟内の受変電設備で受電する方式をご提案してもよろしいでしょうか。また、現時点で関西電力へ供給側接続事前検討を依頼し、詳細な検討を行うことはお認めいただけますでしょうか。	提案を認めます。 また、事前検討依頼についても制限いたしません。
49	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	146	第3章	第11節	5	(4)	1) 2)			プラント動力用変圧器	プラント動力用変圧器とプラント共通動力用変圧器は個別に設けるよう記載されておりますが、適切な容量を確保した上で、共用とする提案をお認めいただけないでしょうか。	定期修繕時等を考慮した上で、提案を認めます。
50	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	147	第3章	第11節	6	(1)				電力監視盤	電力監視盤は、P.159に記載のオペレータコンソールと兼用し、モニタによる監視・操作方式をご提案してもよろしいでしょうか。	提案によるものとします。
51	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	147	第3章	第11節	6	(1)				電力監視盤	電力監視盤は要求水準書(案)第I編建設業務編159頁に記載のオペレータコンソールと兼用し、モニタによる監視・操作方式を提案してもよろしいでしょうか。	提案によるものとします。
52	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	150	第3章	第11節	8	(6)				中央監視操作盤	本盤の機能をP.147に記載の電力監視盤に集約するご提案をしてもよろしいでしょうか。	必要な機能を確保できる場合は、どちらかの盤の整備のみで結構です。
53	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	151	第3章	第11節	8	(6)	3)			中央監視操作盤	中央監視操作盤での受変電設備や蒸気タービン発電の監視・操作は冗長化されたオペレータコンソールへ機能集約することを提案してもよろしいでしょうか。	提案によるものとします。
54	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	154	第3章	第12節						計装設備	管理室に設置する必要機器について現在想定しているものをご教示願います。	現在想定しているものはありません。
55	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	158	第3章	第12節	3	(3)	2)			モニタ設置場所	ITV装置はデジタルカメラの採用を予定しています。本システムは光電話回線を使用しての映像通信が可能です。マテリアルリサイクル推進施設内における設置場所までの電話回線/LAN工事はマテリアルリサイクル推進施設の工事所掌として頂けないでしょうか。	実際の工事の依頼は可能と思いますが、工事所掌はエネルギー回収型廃棄物処理施設側とします。
56	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	167	第3章	第13節	6	(5)	5)			環境モニタリングデータ表示盤	設置場所について4箇所をご指定頂いておりますが、当該施設外については、表示盤の手配のみとし、埋設管工事・設置工事・配線工事は本工事所掌外とさせて頂けないでしょうか。	実際の工事の依頼は可能と思いますが、工事所掌はエネルギー回収型廃棄物処理施設側とします。
57	要求水準書(案) 第I編 建設業務編	171	第4章	第1節	1	(1)	8)			構内排水工事	既設施設の撤去と記載がありますが、工事範囲内既設排水溝・排水管のうち支障がないものは残存させていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
58	要求水準書(案) 第Ⅰ編 建設業務編	171	第4章	第1節	1	(1)	8)			構内排水工事	既設雨水流出抑制槽の機能回復工事はコンクリート躯体は基本的に既設を使用しクラック等の発生があった場合、槽としての機能を満足させるよう補修を行うという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書(案) 第Ⅰ編 建設業務編	173	第4章	第1節	2	(1)	8)			特記事項	水害対策をする旨の記載がありますが、想定する水位レベルをご教示願います。	水位レベルは特にありません。敷地に豪雨が降った際でも水による被害がないように計画願います。
60	要求水準書(案) 第Ⅰ編 建設業務編	182	第4章	第2節	2	(4)	8)	⑤		ごみクレーン操作室	「見学者がごみクレーン操作を眺められるよう配慮すること」とありますが、P.192 表4.2-2見学対象設備等(参考)には、ごみクレーン操作室はございません。どちらを正とすれば良いかご教示願います。	P.182を正とします。
61	要求水準書(案) 第Ⅰ編建設業務編	183	第4章	第2節	2	(4)	16)			通風設備室仕様	①～③の仕様が同ページ前項の「15)排水処理室、水槽」と同一の記載になっているものと推察いたします。仕様についてご教示願います。	以下のとおり修正いたします。 ①誘引送風機、押込送風機、空気圧縮機、その他騒音・振動の大きい機械は、防音対策、防振対策を講ずること。 ②誘引送風機室を設ける場合は、機材の搬出入のための開口部を設けること。
62	要求水準書(案) 第Ⅰ編 建設業務編	185	第4章	第2節	2	(9)	1)			見学者用エレベータ	「工場棟には、見学者用エレベータ及び作業員用エレベータを設置し、地階から最上階までの各階停止とすること」とあります。一方、p212には、「見学者動線上の昇降の必要な箇所には必ずエレベータを設置すること」とあります。見学者用エレベータは必要な階のみ停止し、必ずしも地階から最上階まで各階停止する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	詳細については協議によって決定します。
63	要求水準書(案) 第Ⅰ編 建設業務編	195	第4章	第2節	4	(3)	3)			構造計画	「既存資料で対応できない部分がある場合には、新たにボーリング等の地質調査を行い基礎設計を行うこと」と記載されています。添付資料2にボーリング3箇所のデータがありますが、他の既存ボーリングデータがございましたら、併せてご提示をお願いします。	他のボーリングデータはありません。
64	要求水準書(案) 第Ⅰ編 建設業務編	205	第4章	第3節	2					外構工事	「既存のネットフェンス、雨水側溝などは撤去し・・・」との記載がございますが、その他解体撤去すべき既存物がございましたらご教示願います。	現時点で想定するものではありません。
65	要求水準書(案) 第Ⅰ編 建設業務編	210	第4章	第4節	2	(2)	2)			温度条件	また、空気調和設備及び換気設備の設計用温度条件は、「建築設備設計基準・同要領(国土交通省)(第2章第11節3.(2)5)(平成30年版)」に準拠するものとの理解でよろしいでしょうか。	最新版で計画してください。
66	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	6	第1章	第3節	5					官公署等の指導等	法改正等に伴い本施設の改造が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする、とありますが、実施方針添付資料-6のリスク分担(案)法令変更リスクの内、本事業に直接関連する法令・税制の変更などによるものは貴組合の負担、それ以外は事業者の負担となっておりますので、その負担に従うという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。
67	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	9	第1章	第3節	17					関連行事等への参加	「業務実施場所及び周辺で本組合及び関係団体が行う行事等に対し、積極的に参加」となっておりますが、現時点で想定されている行事があれば、内容をご教示願います。	フリーマーケット等の集客イベントを想定しています。
68	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	13	第2章	第2節		(4)				表2.2-1運営・維持管理必要資格(エネルギー管理士)	エネルギー管理士については、本施設のエネルギー使用量を算出の上、必要な有資格者(原油換算値3,000kL以上でエネルギー管理士、1,500～3,000kLでエネルギー管理員)を配置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
69	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営・維持管理 業務編	14	第3章	第2節	4	(2)				ごみの種類による料金 単価	ご計画のごみ種類および料金体系についてご教示ください。	天理市の料金体系の現状は、一般系は100kgまで無料。超えるものは10kg毎に80円。事業系は10kg毎に160円を徴収されています。
70	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営・維持管理 業務編	15	第3章	第2節	5					受付時間	12時から13時の間は電話受付及び搬入受付は無いと考えてよろしいでしょうか。	電話受付及び搬入受付も必要とします。
71	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営・維持管理 業務編	16	第4章	第3節	1	(4)				展開検査	既存施設で展開検査を実施されている場合、その実施状況(一月当たりの実施頻度、一日当たりの実施台数)についてご教示願います。	天理市の実績数値は、週一回程度となっています。台数についての情報はありません。
72	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営・維持管理 業務編	18	第4章	第3節	8					売電の事務手続き	運営事業者は、売電に係る事務手続きを行うこと、とありますが、売電先は事業者により提案可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
73	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営・維持管理 業務編	32	第9章	第2節		(1)				見学者対応	「見学者の受付は、マテリアルリサイクル施設(別事業)の啓発担当が行う。」とありますが、マテリアル施設の啓発担当は本施設内にて受付業務を行い、さらに本施設内見学設備の開館・閉館業務も実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	見学予約者の受付はマテリアルリサイクル推進施設側の管理棟(啓発施設)で行います。 エネルギー回収型廃棄物処理施設の啓発設備の開館・閉館作業はエネルギー回収型廃棄物処理施設の運営事業者が行います。
74	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営・維持管理 業務編	33	第9章	第4節	(3)					利用者の受付	1日当りの利用者数について平均及び最大数をご教示ください。	男女共で50人程度を想定しています。
75	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営・維持管理 業務編	37	第10章	第15節		(1)				その他管理記録報告	運営事業者がSPCで無い場合、貴組合へ提出する財務諸表は当該運営事業者の財務諸表を提出すればよろしいでしょうか。	運営事業者の財務諸表と本事業の収支がわかる書類を提出して下さい。
要求水準書(案)に関する質問・回答 以上												
1	参考資料1 啓発施設に関する要求 水準(案)	3	第2章	第2節		(1)				自由見学者の受入れ 期間	エネルギー回収型廃棄物処理施設の自由見学者受入れ時間は、マテリアルリサイクル施設に併設の管理棟開館時間と同様と考えてよろしいでしょうか。	第2節(2)に記載しているとおり、自由見学者の受入時間は午前9:00～午後5:00として下さい。
2	添付資料2	-								ボーリング柱状図	液状化の検討に必要な地下水位(孔内水位等)が確認できません。地下水位は確認されなかったとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	添付資料3									主要走行ルート	添付資料3にて主要走行ルートを提示頂いておりますが、工事車両及び通勤車両が通行禁止となるルート等がありましたらご教示願います。	工事関係車両の経路に関する規制はありませんが、既存車両等に影響の少ない経路を計画して下さい。
4	添付資料4									上水道	事業実施区域周辺に、上水道が2ライン存在していますが、いずれかの上水道管より引込工事を行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	添付資料4									ガス管	ガス管の取合いポイントをご教示願います。	5月7日に当組合HPで公表した「マテリアルリサイクル推進施設」の要求水準書(案)添付資料4を参照願います。 本施設建設予定地との位置関係は 同 添付資料1を参考にご確認願います。 http://www.yamabe-kenhokuseibu.jp/materialr.html
6	添付資料5										提示頂いた添付資料5のP2～P6図面の一部寸法文字が判読できないため、原紙を閲覧させていただくことは可能でしょうか。	入札公告時に閲覧可能とします。
参考資料・添付資料に関する質問・回答 以上												